

◎新潟県告示第707号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、佐渡市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和8年8月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う日時等

検査日時		検査場所	検査区域等	
10月 5 日（月）	午後 1 時30分から 4 時まで	両津総合体育館	佐渡市全域	
10月 6 日（火）	午前 9 時から正午まで 午後 1 時から 4 時まで			
10月 7 日（水） 10月 8 日（木）	午前 9 時から正午まで 午後 1 時から 4 時まで			
10月 9 日（金）	午前 9 時から11時30分まで	金井コミュニティセンター		
10月13日（火）	午後 1 時30分から 4 時まで	相川体育館		
10月14日（水）	午前 9 時から正午まで 午後 1 時から 4 時まで			
10月15日（木）	午前 9 時から正午まで 午後 1 時から 4 時まで	真野活性化センターいぶき21		
10月16日（金）	午前 9 時から11時30分まで			
10月19日（月）	午後 1 時30分から 4 時まで	畑野中地域包括支援センター		
10月20日（火） 10月21日（水）	午前 9 時から正午まで 午後 1 時から 4 時まで	羽茂農村環境改善センター		
10月22日（木）	午前 9 時から正午まで 午後 1 時から 4 時まで	赤泊総合文化会館		
10月23日（金）	午前 9 時から11時30分まで	金井コミュニティセンター		
10月26日から令和 9年3月15日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12 月29日、同月30日、 同月31日を除く。	午前 9 時30分から正午まで 午後 1 時から 3 時30分まで	新潟県計量検定所		上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所		特定計量器検定検査規則 （平成 5 年通商産業省 令第70号）第39条第 1 項 に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会